

「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」開催要綱

1 目的

令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、各消防本部においては、災害活動に必要な消防力を維持し、行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保するため、中長期的な視点での採用・退職管理のあり方について検討する必要がある。

本研究会においては、各消防本部における今後の検討に資するため、消防の職場・業務の特性を踏まえつつ、各消防本部の検討状況を把握しながら、定年引上げに伴う消防本部の課題に関する留意点について、調査研究を行うこととする。

2 名称

本研究会の名称は、「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 研究項目

研究会は、消防本部の課題等に関して、以下の項目について研究を行う。

(1) 高齢期職員の活躍

ア 定年引上げ後においても高齢期職員が活躍し、かつ、組織活力が維持されるための対応策

イ 現行再任用職員の活躍事例、再任用職員が活躍するための人事管理の工夫

ウ 体力管理、安全管理上の工夫

(2) 定員管理

ア 職域ごとの年齢別の職員配置の考え方

イ 新規採用及び定員管理の考え方

4 研究会構成員

研究会の構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

(1) 研究会に、座長1人を置く。

(2) 座長は、会務を総理する。

(3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

(1) 研究会の会議は、座長が招集する。

- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

7 雑則

- (1) 研究会の庶務は、総務省消防庁消防・救急課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 研究会の会議は、原則として公開しないが、研究会の会議終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。
ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。

定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

座 長

原田 久 (立教大学法学部教授)

委 員

浅羽 隆史 (成蹊大学法学部部長)

阿部 辰雄 (一橋大学大学院法学研究科准教授)

加藤 好一 (秩父消防本部総務課長)

櫛山 智 (北九州市総務局人事部人事課長)

小松原 明哲 (早稲田大学理工学術院創造理工学部教授)

齋藤 祐治 (日本体育大学保健医療学部学事顧問)

中原 訓史 (堺市消防局総務部長)

中村 秀和 (東京消防庁人事部副参事 (任用担当))

沼野 勝明 (日光市消防本部総務課長)

福山 浩充 (湖南広域消防局次長)

村上 靖 (青森地域広域事務組合消防本部消防次長)

森岡 毅 (川口市総務部次長兼職員課長)

八巻 由美 (自治労本部労働条件局長)

オブザーバー

重田 三郎 (全国消防長会事業部事業管理課長)